

宇都宮溪遊会会則

(趣 旨)

第1条 本会は、自然を愛し・親しみ、魚釣りを愛玩し、優れた技術の研究、技術の向上に研鑽し、情報の交換ならびに全会員が結束し、相互の連帯を強化しつつ、会の発展、充実、信頼を図り、所期の目標を達成する。

(名称及び事務局)

第2条 本会は宇都宮溪遊会(以下、「会」という)と称し、事務局を事務局長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と自主的参加を促進し、協調と連帯意識を深めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会活動の調査研究に関すること
- (2) 計画及び実践活動に関すること
- (3) 会員の技術向上のため、各種講習会の実施に関すること
- (4) 他団体との交流と連携に関すること
- (5) 価値観を共有することができる自然保護運動等への活動に関すること

(組 織)

第5条 本会の組織は会員で構成し、役員は次条及び第7条を以って組織する。

2. 役員に欠員が生じた場合は、次の総会で補充する。
但し、会の運営に著しく支障がある場合は、暫定措置として会長がこれを指名し、補充することができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局 | 1名 |
| (4) 副事務局 | 1名 |
| (5) ホームページ管理者 | 1名 |
| (6) 会 計 | 1名 |
| (7) 監 事 | 1名 |

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に事務局、副事務局、ホームページ管理者、会計を掌る。
3. 事務費として、次に掲げる(1)(2)(3)へ支弁する。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 会長 | 10,000円 (平成30年4月1日から新設) |
| (2) 事務局 | 10,000円 |
| (3) ホームページ管理者 | 3,000円 |

	10,000円（平成30年4月1日から改定）
(4) 会 計	5,000円
(5) 備品管理者	30,000円（平成30年4月1日から新設）

（役員の仕事）

第8条 会長は会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 事務局は会長の命により、会務を処理する。
4. 副事務局、ホームページ管理者は、事務局の命により、事務を処理する。
5. 会計は本会の会計を掌る。
6. 監事は本会の会計と財産を監査する。

（役員の出選および任期）

第9条 会長・副会長・事務局・副事務局・ホームページ管理者・会計及び監事は、自薦又は他薦とし、総会に於いて出選する。

2. 役員の仕事は1期2年とする。但し、再任は妨げない。又、役員の仕事は総会に諮り速やかに補充し、直近の総会にて承認を得る。

（名誉顧問・顧問）

第10条 本会に事業活動上での相談・指導及び助言のために名誉顧問・顧問を置くことができる。

2. 名誉顧問は、草創期から本会発展のため多大なる尽力、貢献を尽くしたことにより終身とする。
3. 顧問は、本会発展のため多大なる尽力、貢献を尽くし、且つ会長等の経験者とする。
4. 名誉顧問・顧問は役員会が推薦し、会長が委嘱する。但し、顧問の委嘱期間は1年とし、再委嘱は妨げない。
5. 名誉顧問・顧問は、会長の諮問に応じ役員会に出席し、意見を述べることができる。

（会 議）

第11条 本会の会議は、総会、役員会とし、会長が招集する。

2. 会長は会議の議長となる。
3. 総会は次の事項を決議する。
 - (1) 予算、決算に関すること
 - (2) 事業運営の基本的事項
 - (3) 会長・副会長・事務局・副事務局・ホームページ管理者・会計及び監事の出選
 - (4) 名誉顧問・顧問の出選
 - (5) 会則の改廃に関すること
 - (6) その他、重要な事項
4. 総会は、役員・会員・名誉顧問及び顧問を以って構成し、本条第3項を決議する。
5. 役員会は、役員・名誉顧問及び顧問を以って構成し、総会に提案する議案、その他重要事項を審議する。
6. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
7. 総会は毎年4月第2日曜に開催する。4月中

（入会・休会・退会）

第12条 本会の入会・休会および退会希望者は、「入会・休会・退会届(様式1)」に、所定の事項を記入の上、事務局に提出する。

2. 前項を踏まえ、会長・副会長・事務局は、届出に基づき、速やかに承認について審議する。

3. 入会の承認を得た者は、所定の金額を納付した後、会員と見做される。
4. 休会の承認を得た者は、当該年度を含み、3年を限度とした期間、休会することができる。
5. **会員数拡大の目的をもって1年を限度とし、お試し入会資格を設ける。**
(平成30年4月1日から新設)
但し行事参加の時の費用は実費負担とし、補助金支給は行わない
保険加入など他の資格は正会員に準ずる

(会員の資格)

第13条 本会の会員は、次の事項に抵触したときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 本会の趣旨、目的に反し、著しく和を乱し、会員として適当でないと会長・副会長・事務局が審議決定した者。
- (2) 年会費を会則第14条第1号による定めた期日までに納付しなかった者。

(会費・入会金)

第14条 本会の会費・入会金は、活動、運営を図るため、これを徴収する。

- (1) 会費は年額5,000円とし、毎年4月30日までに納入すること。
- (2) 満年齢18歳未満の者は、前第1号の会費を1,000円とすることができる。
- (3) 新規入会時には、入会金5,000円を納入すること。
- (4) 退会後の再入会者は、前第3号の入会金を納入すること。但し、休会者はこれを免除することができる。
- (5) 前第1号から第4号の納入した会費・入会金は返金しない。
- (6) 名誉顧問の会費は免除とし、顧問は賛助会費として5,000円を受け付ける。
- (7) **お試し入会期間中の会費、入会金は免除する。**

(事故対策)

第15条 本会の行事参加にあたり、個人賠償責任、救援者費用等、死亡、後遺障害、入院、通院等に必要な保険の加入を義務付ける。又、保険未加入者は会の行事に参加できない。

2. 事故時の捜索費用は、各々会員が加入している保険で対応することとし、本会からの支出は行わない。
3. 本会並びに会員相互の賠償責任に於いては、当該保険の範囲を限度とする。
4. 前述第1項及び第2項中にある本会推奨以外の保険に加入しているものは、その保険証券の写しを事務局に提出しなければならない。
5. 釣行者(リーダー)は、釣行計画書(様式2)を事前に事務局へ提出し、承認を得ること。又、完了後は速やかに事務局へ報告すること。
6. 本会主催行事以外の事故には、当会は一切の関知をしないものとする。
7. 本条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項に定めるもののほか、必要な事項は総会の決議を経て規定で定める。
8. **体調、その他の事由により事務局が保険加入が不要と判断した者については事前の申し出により、これを免除することができる。(平成28年4月1日より新設)**

(助成)

第16条 本会主催の釣行参加者には助成金を支給する。

- (1) 助成金は、宿泊を伴う行事を対象とし、一人1行事1律、1,000円とする。
- (2) 宿泊対象に現地まで(から)の往復の移動時間は含めない。
- (3) 釣行参加者は行事終了後、速やかに会計へ報告し、助成金を受領のこと。

(財産)

- 第 17 条 本会の備品等は、事務局長が注意を以って「管理しなければならない。」
2. 財産の維持、管理、更新を明らかにするため、「備品台帳(様式3)」を整備しなければならない。
 3. 高額備品は、役員会・総会を経て購入すること。又、低額備品は事務局が協議し、購入することができる。但し、役員会・総会時に報告すること。
 4. 前述第 3 項の高額備品とは、50,000円以上をいう。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

(補 則)

- 第 19 条 この会則に定めるものの他、本会の活動、運営に関して必要な事項は、役員会の承認を得て、会長が別に定める。
2. 本会の活動、運営に係る一般的事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会員の死亡については、香典を贈り弔意を表する。
 - (2) 会の活動、運営に多大な功労があった者は、役員会の承認を得て、総会席上に於いて、感謝状と記念品を贈る。

付 則

1. 宇都宮溪遊会会則(昭和 61 年 4 月 1 日発効)は、廃止する。
2. 宇都宮溪遊会会則(平成 2 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。
3. 宇都宮溪遊会会則(平成 17 年 2 月 27 日施行)は、廃止する。
4. 宇都宮溪遊会会則(平成 27 年 4 月 1 日施行)は、一部修正を加える。
5. この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
6. 旧会則に於いて、決議され特に定めのない事項は、この会則で継承するものとする。
7. 平成 17 年 2 月 27 日施行会則に次を追加、修正を加える
平成 28 年 4 月 1 日: 保険加入の免除制度
平成 30 年 4 月 1 日: お試し入会制度
事務局など管理追加、修正

付帯決議

本議案の決議に際し、著しく内容の変更に伴わない字句の訂正については、会長に一任する。